

【別紙】

# 地域活動スペースの整備に係る 仕様書

令和7年（2025年）1月10日

横須賀市 経営企画部企画調整課／民官連携推進担当課

(1) 地域活動スペースの整備

①概要

1)	設置箇所	「秋谷老人福祉センター跡地の利活用に係る公募型プロポーザル実施要項」P 1 位置図を参照 ※詳細については、事前に市立会の下確定すること。
2)	工事種別	新築工事
3)	構造種別	都市計画道路内に建築できる構造とすること。
4)	主要用途	集会所（地域活動スペース（会合・敬老会等））
5)	階数	地上1階
6)	最高高さ	設計GLより4.0m以下（最高軒高も同様）
7)	建築面積	72㎡以上（延べ面積も同様）
8)	建築物仕様	<p>①広間：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積57㎡以上の空間とすること。</li> <li>・概ね半分の広さに分けられるよう可動間仕切りを設置すること。</li> </ul> <p>②トイレ：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積4㎡以上とすること。</li> <li>・大便器、洗浄暖房便座紙巻器、L型手摺可動手すり、車いす対応洗面器、自動水栓化粧鏡洗面及びベビーチェアを設置すること。</li> </ul> <p>③給湯室：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積5㎡以上とすること。</li> <li>・ミニキッチンを設置し、コンロはIHの2口コンロとすること。</li> <li>・町内会等の使用以外の利用者の制限を行うため、出入り口の建具に鍵を設置すること。</li> </ul> <p>④備品等収納庫：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積6㎡以上とすること。</li> <li>・町内会等の使用以外の利用者の制限を行うため、出入り口の建具に鍵を設置すること。</li> </ul>
8)	建築物仕様	<p>⑤計画建築物の出入り口は2か所に設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのうち1か所にはスロープを設置すること。</li> </ul> <p>⑥サッシ等を環境対策に配慮したものとする。</p> <p>⑦塩害対策に配慮したものとする。</p>

9)	外構等	①整地に伴う伐採を行うこと。 ②電気、上下水道の引き込みを行うこと。 ※引込方法については市公園管理課と協議すること。 ③道路側に高さ 800 mm程度のフェンスを設置すること。
----	-----	--

(2) 提出書類

提出が必要な計画書及び記載内容は以下のとおりとする。記載内容については事業者と発注者で協議を行い、適宜追加・修正を行うこととする。また、以下に記載のない書類であっても、必要に応じて提出を行うこと。

①報告書及び成果品等

提出するすべての書類について、電子データをCD-R等にて提出すること。また、以下に記載のない書類であっても、必要に応じて提出を行うこと。

・設計業務に関する報告書及び成果品等

建築基準法第6条第1項又は同法第18条第3項の規定による確認済証及び当該確認済証の交付に要した図書（確認申請書又は計画通知書の副本）

・事前調査業務に関する報告書及び成果品等

報告書名	事前調査報告書
提出時期	事前調査完了時
記載内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査日時、場所、調査内容、調査結果</li> <li>・ 事前調査計画書との整合性の確認結果</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul>

- ・施設建設業務に関する報告書及び成果品等

報告書名	しゅん工図書
提出時期	しゅん工時
記載内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事完了届</li> <li>・ 工事記録写真（不可視部分のみ）</li> <li>・ 竣工図（建築、電気設備、機械設備、外構等）</li> <li>・ しゅん工図書（施工・品質管理等が確認できる図書）</li> <li>・ 室内環境測定成績書</li> <li>・ 工事材料内訳書</li> <li>・ 工事保証書</li> <li>・ 各種機器取扱説明書</li> <li>・ しゅん工写真（アルバム形式）</li> <li>・ 実施設計との整合性の確認結果</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul>

### （3）その他

- ①本事業を実施するにあたり、本事業に関連する法令等を遵守すること。  
また、関係法令が改正されている場合は、最新の内容を遵守すること。
- ②地域活動スペースの整備にあたっては、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の以下にあげる基準等と同等以上の性能または仕様とすること。  
なお、基準等は全て最新版を適用すること。
  - ・ 建築・設備設計基準及び同解説
  - ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
  - ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び同標準図
  - ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）及び同標準図
- ③進捗および運営状況について、市が必要と認めた場合、事業者には報告資料を求めることができるものとします。
- ④この業務の内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は、本市の承認を得ずに他に漏らし、またはその他の目的に使用しないでください。
- ⑤本仕様書に定めのない事項等について疑義が生じた場合には、その都度、本市及び事業者で速やかに協議して決定することとします。

以 上